

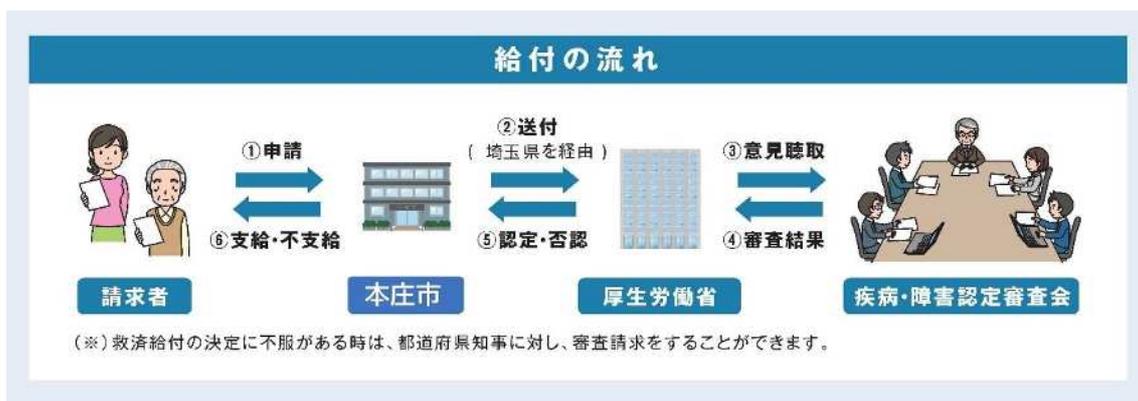
新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

給付の種類	
医療機関で医療を受けた場合 医療に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます	医療費及び医療手当
障害が残ってしまった場合	障害児養育年金（18歳未満）または障害年金（18歳以上）
亡くなられた場合	葬祭料、死亡一時金

※救済制度は、予防接種によって健康被害が生じたと厚生労働大臣が認定した時に、救済給付を行うこととなっています。申請を希望する場合は、主治医と相談の上、必要書類を本庄市にご提出いただきますようお願いいたします。

【給付の流れ】



- ① 申請者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて本庄市へ申請します。
- ② 本庄市が予防接種健康被害調査委員会において申請された事例について調査を行います。
- ③ 埼玉県を經由して厚生労働省に送付します。
- ④ 厚生労働省で疾病・障害認定審査会が開かれ、その結果に基づき、支給できるかどうかをお知らせします。

【必要書類】

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

【注意事項】

- ※申請に必要な書類に係る費用は、**全て自己負担**となります。
- ※申請は、保険診療分と入院時食事療養費標準負担額のみとなります。保険適用外（差額ベッド、薬の容器、文書代等）のものは**給付対象外**です。
- ※申請後、給付を行う際に必要な情報の確認に関する同意書をご記入いただきます。
- ※追加書類が必要となることがありますが、その際の費用についても自己負担となります。
- ※申請から結果の通知まで、**数か月～1年程度**の期間がかかります。場合によっては1年以上かかることもあります。
- ※必ず認定されるとは限りません（不認定の場合もあります。）
- ※全ての給付は**国の審査会で認定された場合にのみ支給**となります。
- ※原則、申請書類はお返しできません。